『陳亮集・増訂本』抄訳（四）

――「廷對」訳注（2）――

中嶋　諒・福谷　彬

一　はじめに

本稿は、前号「『陳亮集・増訂本』抄訳（三）　―「廷對」訳注（1）」（『論叢アジアの文化と思想』第二九号所収）に引き続き、南宋の思想家、陳亮（一一四三～一一九四／九五）の文集『陳亮集・増訂本』巻一一所収の「廷對」の後半部について、訳注を試みたものである。

陳亮の平生や、その思想の特徴、変遷については既発表の訳注「『陳亮集・増訂本』抄訳（一）―「勉彊行道大有功」訳注」（同第二七号所収）、「『陳亮集・増訂本』抄訳（二）　―「六經發題」「語孟發題」訳注」（同第二八号所収）で一通り終えているので、ここでは繰り返さない。また陳亮の「廷對」が書かれた背景や、その陳亮思想の中での位置づけ等については、前掲した前号を参照されたい。

訳注の作成にあたっては、まずは前号の続きである「聖問又曰、意者狃於常情則難變」から「彼亦何忍以異類自爲哉」までを福谷が、「而聖策又曰、名賓於實而是非不能文其僞」から「廷對」の末尾である「臣昧死謹上愚對」までを中嶋がそれぞれ下原稿を作成したが、それぞれ両名で再三にわたり検討したため、全体を通して両名の手が加わっている。ただし「むすび」については、福谷が執筆し、中嶋は字句の訂正等をするにとどめた。とりわけ陳亮「廷對」における『東坡書傳』の影響については、福谷の指摘であることをここに明記しておきたい。

二　「廷對」訳注

【凡例】

・底本には『陳亮集・増訂本』（中華書局、一九八七年八月）を用い、以下の諸本との校異を示した。ただし煩を避けるため、異体字・通仮字・同義語の類の異同は割愛した。

『龍川集』三十巻（『文淵閣四庫全書』所収）

『龍川文集』三十巻（『金華叢書』所収）

『龍川文集』三十巻（『叢書集成』初編、所収）

『龍川先生集要』六巻（『和刻本漢籍文集』第六輯、汲古書院、一九七八年二月）

なお校異においては、それぞれ「四庫本」、「金華本」、「集成本」、「和刻本」の略称を使用した。

・訳注は、原文・校異・注釈・通釈の順で並ぶ。

・通釈において（　　）を附した部分は、訳者の補注である。

・適宜、『陳亮集・増訂本』抄訳（三）―「廷對」訳注（1）を参照した。その際には「抄訳（三）」と省略し、該当する頁数を明記した。

聖問又曰、「意者(1)狃於常情則難變、玩於虛文則弗畏乎。」臣以爲人主(2)以厚處其身、而未嘗以薄待天下之人、安有吾身之既至而天下之終不可化者乎。臣願陛下明師(3)道君道以先之而已。此(4)所謂教化之實、號令之意者也。

〔校異〕異同無し。

〔注釈〕

（1）意者狃於常情則難變、玩於虛文則弗畏乎…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。

（2）人主以厚處其身、而未嘗以薄待天下之人…陳亮の答案の冒頭に、同様の文章が見える。「抄訳（三）」の六七頁以下を参照。なおこられは『論語』衛靈公に「子曰、躬自厚而薄責於人、則遠怨矣」とあるのを踏まえる。

（3）師道君道…君主としての道と、教化する者としての道。陳亮の答案の前半部に、「臣願陛下盡君道以幸天下、禮樂刑政並出而用之」、「臣願陛下明師道以臨天下、仁義孝悌交發而示之」とあるのを踏まえ

る。「抄訳（三）」の八〇頁以下、及び七六頁以下を参照。なお「抄訳（三）」では、「師道」を「先生としての道」と訳出したが、本稿では以下、「教化する者としての道」と訳出することとする。

（4）此所謂教化之實、號令之意…殿試の出題文に、「臨政五年於茲、而治不加進、澤不加廣、豈教化之實未著、而號令之意未孚耶（政務に臨んで今に至るまで五年というのに、治績は挙がらず、恩沢は広く及ばず、なんと教化の成果が現れず、号令の意図が信頼されていないことか）」とあることを指す。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。

〔通釈〕

また陛下の御下問には、「思うに平常の情義に捉われれば変革しがたく、空虚な文飾を玩べば畏怖されない」とございます。私が思いますに、君主たるものは、厚く己が身を修めて、決して天下の人々を軽視なさらぬことです。どうして我が身は行き届いているのに、結局、天下は教化できないなどということがございましょうか。私が願いますには、まずは陛下は、教化する者としての道と、君主としての道を明らかにすることをなさるべきです。これが陛下がおっしゃる「教化の成果、号令の意図」というものです。

臣伏讀聖策曰、「且[1]帝者之世、賢和於朝、物和於野、俗固美矣。然讒説殄行、迺以爲慮。」臣有以見陛下深知人心[2]之未易正也。昔者堯舜以師道臨天下、苟可以教[a]之者無所不用其至矣、而説之横入於人心者、謂之讒説。行之高出於人心者、謂之殄行。人心之危、説有以横入之、則受矣。行有以高出之、則伏矣。此所謂

震驚[3]、而堯舜之所憂也。故必[4]有納言之官、使王命民言交出迭入、而得以同歸於道、而天下之學一矣。及周之衰、天下之學争起肆出、不能相下、而向之所謂讒説殄行者、一變而爲鄉[5]原、務以浸潤於人心、自納於流俗。天下之學既不能以相一、而其勢不屈而自歸。孔孟蓋深畏之、以其非復堯舜之時所嘗有也。願陛下畏鄉原甚於堯舜之畏讒説殄行、則人心之正有日矣。

〔校異〕

a教…四庫本・集成本・金華本、「救」に作る。

〔注釈〕

（1）且帝者之世～迺以爲慮…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。「讒説」は、讒言、「殄行」は、孤高の行いと解した。『尚書』舜典に「帝曰、龍、朕堲讒説殄行、震驚朕師」とある。「殄行」の「殄」字は、すでに『爾雅』釋詁に「契、滅、殄、絶也」とあり、多くは「絶」（絶つこと）と解される。また『尚書』偽孔伝の当該箇所にも「殄、絶」（『十三經注疏整理本』、北京大学出版社、二〇〇〇年一二月／二・九七頁）とあり、また蔡沈が注した『書集傳』の当該箇所にも「殄、絶也」（『朱子全書・外編』、華東師範大学出版社、二〇一〇年九月／一・一九頁）とあり、いずれも「殄」字を「絶」と訓詁して、正しい行いを絶つことと解釈するが、ここでは文脈が合わない。あるいは、蘇軾『東坡書傳』巻二に、「堲、疾也。殄、絶也。絶行、猶獨行、行之不可繼者也。惟讒説獨行爲能動衆。納言之官、聽下言納於上、受上言宣於下、樞機之官、故能爲天下言行之帥。舜有不問而命、

臣有不讓而受者、皆隨其實也」（『兩蘇經解』所収『東坡先生書傳』、萬暦二五年（一五九七）刊本景印、京都大学漢籍善本叢書、同朋舎出版、一九八八年一〇月／二・五一〇～五一一頁）と解釈するのに近いか。なお本稿では、陳亮の「廷對」全体を通じて『東坡書傳』の内容と関連がありそうな箇所は、その都度記していく。

（2）人心…民衆の心。『尚書』大禹謨に「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」とある。程頤は「人心」を「人欲」、朱熹は「形気から発動する心」と解釈し、いずれも君主の心のうちの未修養の部分と解するが、陳亮の文脈に合わない。『尚書』孔穎達疏の当該箇所には「正義曰……因戒以為君之法、民心惟甚危險、道心惟甚幽微。危則難安、微則難明、汝當精心惟當一意、信執其中正之道、乃得人安而道明耳。」（三・一一三頁）とあり、「人心」を「民衆の心」と解釈するのが、陳亮の意に比較的近いか。

（3）震驚…恐怖させること。『尚書』舜典に「帝曰。龍、朕堲讒説殄行、震驚朕師」とある。注（1）を参照。

（4）故必有納言之官…「納言之官」は、民意を王に伝え、また王命を民に伝える官。『尚書』舜典に「帝曰、……納言、夙夜出納朕命、惟允」とある。『東坡書傳』は「納言之官、聽下言納於上、受上言宣於下、樞機之官、故能為天下言行之帥」（二・五一一頁）と注する。

（5）鄉原…世人に媚びへつらう似非君子。『論語』陽貨に「子曰、鄉原、德之賊也」とあるのに基づく。

朱熹の集注には「鄉原、鄉人之愿者也。蓋其同流合汙以媚於世、故在鄉人之中、獨以愿稱」（『四書章句集注』、中華諸局、／一七九頁）とあり、時流に迎合して諂う人を指す。

〔通釈〕

謹んで陛下の御下問を拝読いたしますに、「聖帝（である堯や舜）の世では、賢者は朝廷で仲睦まじく、万物は地方で和合し、その風俗はまことに美しかった。しかしそれでも讒説（讒言）や殄行（孤高の行い）があれば、心配したのである」とございます。私はこのお言葉によって、陛下は、民衆の心をたやすく正すことはできないと、深く心得ておられると分かりました。その昔、堯や舜は教化する者としての道をもって天下に臨み、およそ救うことができるものについては、どこまでも救おうとしました。それでも、民衆の心を陥れる言葉を「讒説（讒言）」といい、民衆の心からかけ離れた孤高な行為を「殄行（孤高の行い）」といったのです。民衆の心は危うく流されやすいので、人に罪を着せようと説くものがおれば、民衆は受け入れてしまいます。また孤高の行いを取るものがおれば、平伏してしまいます。これが『尚書』にいう「震驚（驚かせる）」であり、堯や舜が憂慮したことでございます。だからこそ、必ず納言の官を置いて、王の命令と民衆の訴えを往来させたのです。どちらも道理に帰着させることができれば、天下の学問は一つになるからです。周王朝が衰えるに及んで、天下の学問が争い起こって、互いに譲ろうとせず、かつて「讒説」や「殄行」と称された者どもは、一変して「鄉原（媚び諂いを得意とする学者）」となり、つとめて民衆の心に迎合しようとし、自ら世の人々に受け入れられようとしました。天下の学問はもはや統

一できなくなってしまい、その勢いは収まるところがありませんでした。思うに、孔子や孟子がこのことを深く憂慮したのは、堯や舜の（郷原のいない）時代には戻れないからでした。願いますには、陛下が郷原の徒に対して憂慮することが、堯舜が「讒説」や「殄行」に対して憂慮することよりも厳格であれば、民衆の心が正されるのが遥か先のこととはならないでしょう。

臣伏讀[a]聖策曰、「畫衣冠、異章服、而民不犯、刑既措矣、然怙終賊刑、必使加審、何也。」臣有以見陛下深知民命之未易生全也。方堯舜以君道幸[b]天下、禹平水土、稷降播種、民固已樂其有生矣、而皐陶明刑以示之、塞其不可由之塗、使得優游於契之教伯夷之禮。天下之人皆知禹夷稷契之功、而皐陶之所以入於人心者、隱然而不可誣也。後世之爲天下者、刑一事而已矣。寛簡之勝於微密也、温厚之勝於嚴厲也、其功皆可言、而皐陶不言之功則既廢矣。夫鞭作官刑、朴作教刑、金作贖刑、眚災肆赦、怙終賊刑。官刑既如彼、教刑又如此、情之輕者釋以財、情之誤者釋以令。凡可出者悉皆出之矣、其所謂怙終賊刑者、蓋其不可出者也。天下之當刑者能幾人。後世之輕刑未有如堯舜之世者也。願陛下考堯舜之所以輕刑之由[c]、則民命之全可必矣。

〔校異〕

a讀…集成本・金華本、「謂」に作る。　b幸…集成本・金華本、「宰」に作る。　c由…集成本・金華本、「繇」に作る。

〔注釈〕

（1）畫衣冠～何也…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。「怙終賊刑」は、もと『尚書』舜典を典拠とする。

（2）禹平水土…禹が大洪水を平定したことを指す。『尚書』舜典に「帝曰、俞、咨。禹、汝平水土。惟時懋哉。禹拜稽首、讓于稷契暨皐陶。帝曰、俞、汝往哉」とある。

（3）稷降播種…后稷が民に種まきを教えたことを指す。『尚書』舜典に「帝曰、棄、黎民阻飢、汝后稷、播時百穀」とあり、同大禹謨に「皐陶邁種德、德乃降、黎民懷之。」とある。

（4）皐陶明刑以示之…皐陶が刑罰を明らかに示したことを指す。『尚書』大禹謨に「帝曰、皐陶、惟茲臣庶、罔或干予正。汝作士、明于五刑、以弼五教。期于予治、刑期于無刑、民協于中、時乃功、懋哉」とある。

（5）契之教…契が五教（義、慈、友、恭、孝）をもって民を教化したことを指す。『尚書』舜典に「帝曰、契、百姓不親、五品不遜。汝作司徒、敬敷五教、在寛」とある。

（6）伯夷之禮…伯夷が三礼（天神、地祇、人鬼の祭祀）を司ったことを指す。『尚書』舜典に「帝曰、咨、四岳。有能典朕三禮。僉曰、伯夷。帝曰、愈咨。伯、汝作秩宗。夙夜惟寅、直哉惟清」とある。

（7）皐陶之所以入於人心…皐陶が刑罰を軽くしたことで、生を好む徳が民衆の心に行き渡ったとされることを指す。『尚書』大禹謨に「皐陶曰、帝德罔愆、臨下以簡、御衆以寛。罰弗及嗣、賞延于世。宥過無大、刑故無小。罪疑惟輕、功疑惟重。與其殺不辜、寧失不經。好生之德、洽于民心、茲用不犯于有

司」とあり、また『東坡書傳』は「帝因禹之讓皐陶、故推其功而勉之。皐陶憂天下後世以刑為足以治也、故推明其所自、以為非帝之至德、不能至也」（二・五二三～五二四頁）と注する。

（8）鞭作官刑～怙終賊刑…『尚書』舜典に「象以典刑、流宥五刑。鞭作官刑、扑作教刑、金作贖刑、眚災肆赦、怙終賊刑。欽哉、欽哉、惟刑之恤哉」とある。

〔通釈〕

私は平伏して御下問を拝読いたしますに、「（堯や舜の治世では）刑に応じた衣服を着させ、章服（罪人の罪を示す服）を罪状に応じて区別し、それで民が罪を犯さなくなり、刑罰はもはや必要なくなった。しかし、罪を反省しないものを死刑にする際には、必ず更に審理したのは何故であろうか」とございます。私はこのお言葉から、民が容易に生命を全うできないことを、陛下が深く知っておられることが分かりました。堯や舜は、君主としての道をもって天下を巡幸し、禹は水害を平定し、后稷は（民に）種まきを教え、かくして民は、まことに生命を全うして楽しんだ一方、皐陶は刑罰を明らかに示し、（民が）誤った道に進む可能性をあらかじめ防ぐことで、契の教育や伯夷の祭礼を、やすやすと進めさせることができました。天下の人々はみな、禹や伯夷、后稷や契の功績については存じており、皐陶が民衆の心に行き渡ることができたことも、明らかでないものの、疑いはないのです。後世の天下を治めるものは、ひたすら刑罰を設けるだけです。寛容で簡素であることは、微細で詳密であることに勝り、温厚であることは、厳格であることに勝ります。（禹や伯夷、后稷や契の）功績は誰もが口にできますが、皐陶が口にしなかった功績

については廃れてしまいました。そもそも（『尚書』舜典には）「官吏の刑罰は鞭で打ち、教えに従わないものの刑は棒で叩き、（過失のために犯した罪は）金を出せば贖えるようにし、過失から災いを引き起こした場合には許してやるが、悪を頼んで改めなかったものは死刑に処す」とあります。官吏に対する刑罰がそのようでありますので、教育における刑罰についてもこのようでありました。状況が軽微のものは金銭で許してやり、状況が過失によるものは命令次第で許し、およそ釈放できるものは、ことごとくみな釈放します。（『尚書』舜典に）いわゆる「悪を頼んで改めなかったものは死刑に処した」のは、やはり釈放できない者だったのでしょう。天下に刑罰を執行すべきものは、どれだけおりましょうか。後世の軽い刑罰には、堯舜の世のようなものはまったくございません。願いますには、堯舜がなぜ刑罰を軽くしたのかという理由を、陛下がお考えになれば、民の生命が全うされること必然でございます。

而聖策又曰、「得(1)非薫陶訓厲、自有旨歟。」臣之所以反復[a]爲陛下言之者、苟盡師道、則薫陶在其中、苟盡君道、則訓厲不足言矣。堯舜之所以治天下者、豈能出乎[b]道之外哉。仁義孝悌、禮樂刑政、皆其物也。

〔校異〕

a復…集成本・金華本、「覆」に作る。　b乎…集成本・金華本・和刻本、「吾」に作る。

〔注釈〕

（1）得非薫陶訓厲、自有旨歟…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。

〔通釈〕

そしてまた陛下の御下問に「思うに感化勉励ということには、自ずと方法があったということではあるまいか」とございます。私が繰り返し陛下のために申し上げてきたことは、まことに教化する者としての道を尽くせば、民衆の感化はその中にあるのであり、まことに君主としての道を尽くせば、勉励する必要などなくなるということでございます。堯舜が天下を治めた方法が、どうして私の申し上げた方法と異なることなどありましょうか。仁義孝悌にしろ、礼楽刑政にしろ、いずれもこの方法に他なりません。

臣伏讀聖策曰、「今欲(1)、為士者精白承德而趨向一於[a]正、爲民者遷善遠罪而訟訴歸於[b]平。」臣有以見陛下之未嘗以薄待天下之人也、彼(2)亦何忍以異類自為哉。

〔校異〕

a於…四庫本・集成本・金華本、「歸於」に作る。和刻本、「于」に作る。　b於…和刻本、「于」に作る。

〔注釈〕

（1）今欲～爲民者遷善遠罪而訟訴歸於平…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。

（2）彼亦何忍以異類自為哉…天下の者も、聖王たる光宗と異類であると思うことに耐えられなくなるということ（＝天下の者も、聖王たる光宗に感化されて、自分も聖王たる光宗の同類として振る舞おうするようになるということ）。『孟子』告子上に「故凡同類者、擧相似也、何獨至於人而疑之。聖人與

我同類者」とあるのを踏まえるか。

〔通釈〕

臣は伏して陛下の御下問を拝読致しますに、「士たる者は、務め励んで純粋に道徳を稟受して正しくあろうとし、民衆は善へと移り罪から遠のき、裁判は公平になることを（朕は）願う」とございます。私はこのお言葉によって、陛下がまったく天下の者どもを軽視していないことが分かりました。天下の者どももどうして自ら陛下と異類であると思うことに耐えられましょうか。

而聖策又曰、名(1)賓於實而是非不能文其僞、私滅於公而愛惡莫可容其情。則聖意不免於小疑矣。然而天下之學貴乎正、天下之情貴乎平、其終固未(2)嘗不歸於厚也。夫今日之患、正在夫名實是非之未辨[a]、公私愛惡之未明、其極至於君子小人之分猶未定也。伊尹論、有言逆於汝心、必求諸道。有言(3)遜于[b]汝志、必求諸非道、其説近矣、而漢(4)之谷永、其言未嘗不逆。唐(5)之李泌、其言未嘗不順。則人心庸有定乎。孟子(6)論國人皆曰賢、必察見其賢而後用之。國人皆曰可殺、必察見其可殺而後殺之。其説密於伊尹矣、然爲人上[c]者何從而得國人之論也。凡今之進言於陛下之前者、孰不自以爲是、而自以爲公哉。陛下亦嘗察輿論之曰賢者而用之矣、然而人之分量有限、其心未能盡平也、未能擧無私也。小人乘間而肆言以爲公、力詆[d]以爲直、陛下亦不能不惑之矣、遂欲兩存之以爲平、薰(7)蕕決無同器之理也、名實是非當日以淆、而公私愛惡未知所定、何望夫風俗之正而刑罰之清哉。陛下見其賢而用之、擧動之小偏、則勿行而已耳。君臣固當相與如一體也、何至存[e]肆・之

人以恐懼其心志、而徊徨其進退哉。陛下苟能明辨[f]名實是非之所在、公私愛惡之所歸、則治亂安危於是乎分、而天下之大計略定矣。風俗固不期而正、刑罰固不期而清也。清白承德、遷善遠罪、直其細耳。

〔校異〕

a辨…集成本・金華本、「辯」に作る。　b于…四庫本、「於」に作る。　c上…和刻本、「主」に作る。　d詆…四庫本・集成本・金華本・和刻本、「抵」に作る。　e存…集成本・金華本、「有」に作る。　f辨…集成本・金華本、「辯」に作る。

〔注釈〕

（1）名賓於實～愛惡莫可容其情…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。「名賓於實」は、もと『荘子』逍遙遊を典拠とする。

（2）未嘗不歸於厚…陳亮の答案の冒頭に、「人主以厚處其身」（人主は厚く己の身を修める）とあるのと同様の主張と解釈した。「抄訳（三）」の六七頁以下を参照。

（3）有言逆于汝心～必求諸非道…『尚書』太甲下に「有言逆于汝心、必求諸道、有言遜于汝志、必求諸非道」とある。

（4）漢之谷永…前漢の谷永（？～前八）を指す。字は子雲、陝西長安の人。天文や易学に通じて、日蝕や地震の発生を根拠に成帝の失政を諫めたが、その一方で当時の権力者である大将軍王鳳に取り入って、その執政を弁護した。その事跡については、『漢書』巻八五の本伝に詳しい。なお谷永について陳

亮は、他に『陳亮集・増訂本』巻二一、「漢論」成帝朝において、「灾異之對、谷永比鳳以申伯、杜欽歸過於後宮、二子以賢良方正進、而所言如此、尚何賴焉」（上・二三一頁）などと述べている。

（5）唐之李泌…唐の李泌（七二二～七八九）を指す。字は長源、陝西京兆の人。粛宗、代宗の信頼を得て、徳宗のときには宰相となる。直言をはばからず、そのため不遇に遭うことも多かった。その事績については、『舊唐書』巻一三〇、および『新唐書』巻一三九の本伝に詳しい。なお李泌について陳亮は、他に『陳亮集・増訂本』巻九、「王珪確論如何」において、「夫寵利所在、至可畏也。功名之際、至難居也。君臣上下相與樂之、而無異同疑間之論、則爲可願耳。……李泌極論李晟、馬燧於徳宗之前、而二臣爲之感泣。使李泌如張延賞、則晟方欲死而不可論、至於此、則同列之公論豈不甚可樂哉」（上・九六頁）などと述べている。

（6）孟子論國人皆曰賢～而後殺之…『孟子』梁恵王下に「孟子見齊宣王曰、所謂故國者、非謂有喬木之謂也、有世臣之謂也、王無親臣矣、昔者所進、今日不知其亡也、王曰、吾何以識其不才而舍之、曰、國君進賢、如不得已、將使卑踰尊、疏踰戚、可不愼與、左右皆曰賢、未可也、諸大夫皆曰賢、未可也、國人皆曰賢、然後察之、見賢焉、然後用之、左右皆曰不可、勿聽、諸大夫皆曰不可、勿聽、國人皆曰不可、然後察之、見不可焉、然後去之、左右皆曰可殺、勿聽、諸大夫皆曰可殺、勿聽、國人皆曰可殺、然後察之、見可殺焉、然後殺之、故曰國人殺之也、如此然後可以爲民父母」とある。

（7）薫蕕…香草と臭草。転じて善悪、賢愚、美醜をいう。『春秋左氏伝』僖公四年・伝に「專之渝、攘公

之羭。一薫一蕕、十年尚猶有臭」とあり、その杜預注に「薫、香草。蕕、臭草。十年有臭、言善易消、悪難除」（『十三經注疏整理本』、北京大学出版社、二〇〇〇年一二月／一七・三八三頁）とあり、また『孔子家語』巻二・致思に「孔子曰、回來、汝奚獨無願乎。顔回對曰、文武之事、則二子者既言之矣、回何云焉。孔子曰、雖然、各言爾志也、小子言之。對曰、回聞薫蕕不同器而藏、堯桀不共國而治、以其類異也」（『孔子家語校注』、新編諸子集成続編、中華書局、二〇二一年九月／八九頁）ともある。

（8）清白承德、遷善遠罪…殿試の出題文には、「爲士者精白承德而趨向一於正、爲民者遷善遠罪而訟訴歸於平（士たる者は、務め励んで純粋に道徳を稟受して正しくあろうとし、民衆は善へと移り罪から遠のき、裁判は公平となる）」とある。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。前者は士たる者の、後者は民衆のなすべきことであるが、陳亮はこれらは些末なことであり、それよりも光宗自らが名実、是非のありどころ、公私、愛悪の帰着するところを明らかにすることを求めた。

〔通釈〕

また陛下の御下問には、「名称が実質に備わり、是非は偽りを装飾することはできず、私情は公義によって滅却され、偏愛や憎悪を許容することがない（という状態に、一体どのようにして至ろうか）」とございますが、陛下のお考えには、いささか疑念を抱かずにはいられません。というのは、天下の学問は正しいことを尊びますし、天下の情勢は公平であることを尊びますが、結局のところ、（陛下ご自身が）厚く（己が身を修めること）に帰さないわけにはいかないからです。いったい近ごろの病患は、まさしく名称と実

質、是と非の区別がついておらず、公義と私情、愛と憎悪の違いが明らかでなく、ひいては、君子と小人の区別がいまだ定まっていないことにあります。伊尹は「言に汝の心に逆らふこと有れば、必ず諸を道に求め、言に汝の志に遜ふこと有れば、必ず諸を非道に求む（貴君の心に逆らうことばには、必ずそこに道を求め、貴君の志に寄り添うことばには、必ずそこに非道を求める）」と論じましたが、この説は真理に近いものです。しかし漢の谷永の諫言は、皇帝の心に逆らわないものはなく、唐の李泌の諫言は、皇帝の心に従わないものはありませんでした。（谷永の諫言は皇帝の心に逆らうものだが道はなく、李泌の諫言は皇帝の心に従うものだが道があり、このように伊尹のことばに合わないケースもありますので、）民衆の心もまたどうして同様だといえましょうか。孟子は、国中の人々がみな賢者と言って、さらに必ず君主自身がその者の賢明たることを察見して、その後にその者を採用する。国中の人々がみな処刑すべきだと言って、さらに必ず君主自身がその者の処刑すべきことを察見して、その後にその者を処刑すると述べています。この説は、伊尹のものよりも精密です。けれども人の上に立つ者は、いかにして国中の人々の意見を得ることができるのでしょうか。そもそもいま、陛下の御前に意見を申し出る者のうち、自らを正しいと思い込んだり、自らを公平であると思い込んだりしない者などおりますでしょうか。陛下もまた、世論が賢者という者を察見して、その者を採用しておられますが、人の力量には限界がありますので、常に公平であるというわけにもいかず、常に私心がないというわけにもいきません。小人は機に乗じて、放言してはそれを公平だと思い込み、叱責してはそれを直言だと思い込みますので、陛下は必ず困惑されて、かくして

彼ら小人もとどめておくことで公平な立場にあろうなされていますが、香草と臭草を同じ器に盛りつけるなどという道理は決してないのです。いま名称と実質、是と非がまぜこぜになって、公義と私心、愛と憎悪の区別が定まらず、これでどうして正しい風俗、清らかな刑罰が望めましょうか。陛下が賢明たることを察見し、その者を採用したとしても、挙動にいささかでも偏りがあれば、その者に行動させてはなりません。君主と臣下は、もとより一心同体であるべきなのに、どうしてでたらめな讒言をする者をとどめておいて、内心びくびくとしながら、物事を進めるにも退けるにも落ち着かないでおられるのでしょうか。もしも陛下が名実、是非のありどころ、公私、愛悪の帰着するところを明らかにすることができれば、これが治乱安危の分かれ目となり、天下の大計はおおむね定まるのです。また風俗は期せずして必ず正しくなり、刑罰は期せずして必ず清らかなものとなります。（士たる者が）「務め励んで純粋に道徳を稟受する」こと、（民衆が）「善へと移り罪から遠のく」ことなどは、その細目に過ぎないのです。

而聖策又曰、「節儉(1)正直之誼興行於庶位、哀矜審克(2)之惠周浹於四方、果何道以臻此。」其要在於辨名實是非之所在、公私愛惡之所歸。其道則以厚處其身、而未嘗以薄待天下之人而已。陛下(3)三載一策多士、宜若以踵故事也、宜若以爲文具也、草茅(4)亦以故事視之、以文具應之、過此一節、則異時高爵重禄、陛下不得而斬之矣。陛下圖其名、而草茅取其實、此豈國家之所便哉。正人心以立國本、活民命(5)以壽國脈、二帝(6)三王之所急先務也。陛下用以策士、則既不鄙夷之矣、於其末又復策臣等曰、「子。大夫(7)待問久矣、咸造在廷、其爲朕稽古今之宜、推治化之本、

凡可以同風俗、清刑罰、成泰和之效者、悉意而條陳之、朕將親覧。」臣有以見陛下必欲正人心、全民命、以盡君師之道、而自達於二帝三王之治而後已。顧臣何人、豈足以奉大對。臣竊觀陛下以厚處其身、而未嘗薄待天下之人、既得正人心、全民命之本矣、而猶欲臣稽古今之宜、推治化之本。夫以厚處身之道、豈有窮哉、使天下無一人之有疑焉可也。

〔校異〕

a辨…集成本・金華本、「辯」に作る。　b又…和刻本、「文」に作る（和刻本の頭注に「文、一作又」とある）。　c子…和刻本、「士」に作る。

〔注釈〕

（1）節儉正直之誼～果何道以臻此…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。

（2）審克…刑罰の判定のために、事実を細かに調べること。「審核」に同じ。『尚書』呂刑に「五過之疵、惟官、惟反、惟内、惟貨、惟來、其罪惟均、其審克之」とあり、孫星衍『尚書今古文注疏』には、「「克」與「核」声相近。……或今文「克」作「核」也」（十三経清人注疏、中華書局、一九八六年一二月／五三二頁）とある。

（3）陛下三載一策多士…官吏登用試験である科挙試験は、三年に一度行われ、その最終試験である殿試は、皇帝自らが殿中にて行うものであった。

（4）草茅…朝廷、官界に対する民間、在野の意味。ここでは及第前の受験生の意味で解釈した。

（5）民命…民衆の生命。「抄訳（三）」の六九頁、〔注釈〕（5）を参照。

（6）二帝三王…「二帝」は、唐堯と虞舜。「三王」は夏禹、殷の湯王、及び周の武王、あるいは周の文王を指す。

（7）子大夫待問久矣～朕將親覧…殿試の出題文の一節。「抄訳（三）」の六一頁以下を参照。

〔通釈〕

また陛下の御下問には、「清廉潔白の美徳は衆官を教化し、民への哀れみや裁判でよく審理することの恩情は四方にしみわたる、という状態に、一体どのようにして至ろうか」とございます。このことの要点は名実、是非のありどころ、公私、愛悪の帰着するところにあるのです。またこれを成し遂げる方法は、厚くその身を修めて、軽々しく天下の人材を求めるようなことはしないというだけです。陛下は三年に一度、多くの人士たちに策問を課し、故事を踏まえているのがよろしい、文章が整っているのがよろしいとお考えになり、また人士たちも故事に注目し、文章を整えることでそれに応じ、これを乗り切れば、陛下は高位高禄を惜しみなく与えることとなります。陛下は（文章の技巧という）名目にこだわり、人士たちは（高位高禄という）実質を得ていますが、これがどうして国家の便宜を図ることになるのでしょうか。民衆の心を正して、国家の基礎をうち立てて、民衆の生命を生かして、国家の命脈を長らえさせることは、二帝三王が急務としたところです。陛下が人材登用のために、人士たちに策問を課すにあたって、まったくこれらを蔑むことなく、最終段階（である殿試の会場）において士人たちに、「汝ら士大夫は下問を待っ

てすでに久しい。みな至って朝廷におり、朕が古今の道義を考え、統治教化の根本を推し量るために、風俗を同じくして、刑罰を清明にし、太平をもたらす方法について、思うことを尽くして逐一述べよ。朕は自ら読むであろう」とおっしゃっておられます。私めは、陛下は必ず人心を正して、民の生命を保全し、君主の道と教化する者としての道を尽くして、二帝三王ほどの治世を達成できるまでは止めないものだと考えます。果たして私は、いかなる人物でございましょうか、対策を十分に奉献しうる者だといえましょうか。私が謹んで思いますに、（陛下ご自身が）厚くその身を修めて、軽々しく天下の人材を求めるようなことをせず、すでに人心を正して、民衆の生命を保全する根本を得てから、人士たちに古今の事宜を考えさせ、治国教化の根本を推し量らせるようになさることです。いったい（陛下ご自身が）厚く己が身を修めることに、十分だということがありましょうか。天下に一人として疑う者がいなくなって、ようやくよろしいのです。

陛下之聖孝、雖曾閔(1)不過、而定省(2)之小奪於事、則人得以疑之矣。陛下之即日如故、而疑者不愧其望陛下之以厚自處爲無已也。陛下之英斷自天、不借左右以辭色、而廢置予奪之不常[a]、則人得而疑之矣。陛下之終無所假、而疑者亦不愧其望陛下之以厚自處爲無已也。雲上(3)於天、需、君子以飲食宴樂。而九五(4)之需于[b]飲食者、待時以有爲、當於此乎需也、豈以陛下之聖明而有樂乎[c]此哉、然而人心不能無疑也。明兩(5)作離、大人以繼明照四方[d]。而六五(6)之出涕沱若、戚嗟若。兩明相照、撫心自失[e]、而不敢以敵(7)體也。豈以陛下之英武而肯鬱

鬱於此哉、然而人心不能無疑也。臣願聖孝日加於一日、英斷事踰於一事、奮精明於宴安之間[f]、起心志於謙抑之際、使天下無一人之有疑、而陛下終爲壽皇繼志而述事[8]。則古今之宜、莫便於此。治化之本、莫越於此。同風俗以正人心、清刑罰而全民命[g]、而明效大驗[9]、可以爲萬世無窮之法、其本則止於厚處其身而已。詩不云乎、維天之命[10]、於穆不已、文王之德之純。而子思[11]亦曰、純亦不已。夫以厚處其身、豈有窮哉。臣昧死謹上愚對。

〔校異〕

a常…集成本・金華本、「當」に作る。　b于…四庫本、「於」に作る。　c乎…四庫本・集成本・金華本、「於」に作る。　d四方…四庫本、「於四方」に作る。　e失…四庫本、「矢」に作る。　f宴…四庫本、「晏」に作る。　g而…四庫本・集成本・金華本・和刻本、「以」に作る。

〔注釈〕

（1）曾閔…曾参と閔損（子騫）を指す。曾参は、古来至孝の人物とされ、ときに『孝経』の作者としても伝えられてきた。閔損は、『論語』先進に「子曰、孝哉閔子騫。人不間於其父母昆弟之言」とあるように、その孝たるさまが孔子にも評価されていた。

（2）定省…子が親に対して、夜はその寝具を整え、朝はその安否を尋ねること。「昏定晨省」ともいい、親に孝養を尽くすことをいう。『礼記』曲礼上に「凡爲人子之禮、冬温而夏清、昏定而晨省、在醜夷不爭」とある。なおこの殿試が行われていた頃、光宗は孝宗に朝勤して孝養を尽くそうとせず、群臣が

そのことを諫めても聞き入れられず、物議を醸していたが、これに対して陳亮は光宗の態度を諫めず、かえって孝宗に対して既に十分孝行を尽くしていると肯定した。以上の経緯については、「抄訳（三）」七二頁、〔注釈〕（5）で触れた。また福谷彬『南宋道学の展開』（京都大学学術出版会、二〇一九年三月）、第三章「陳亮の「事功思想」と孟子解釈」（一五〇～一五一頁）を参照されたい。

（3）雲上於天～君子以飲食宴樂…『周易』需卦・象伝に「雲上於天、需。君子以飲食宴樂」とある。

（4）九五之需于飲食…『周易』需卦・九五に「需于酒食、貞吉」とある。需卦（䷄）の第五爻（九五）は陽爻で、その上下の陰爻（上六、六四）に挟まれている。これは君主の権力（『周易』では、第五爻は天子の位を象徴する）が強く、その一方で臣下の発言力が抑えられている、陳亮にとっての本来あるべき君臣関係が解かれているものだと思われる。

（5）明兩作離、大人以繼明照四方…『周易』離卦・象伝に「明兩作、離。大人以繼明照于四方」とある。

（6）六五之出涕沱若、戚嗟若…『周易』離卦・六五に「出涕沱若、戚嗟若、吉」とある。離卦（䷝）の第五爻（六五）は陰爻で、その上下の陽爻（上九、九四）に挟まれている。これは君主の権力（『周易』では、第五爻は天子の位を象徴する）が弱く、臣下が権力を振るうことを意味しており、君権が弱体化し、臣下が発言力を得ている当時の状況を説明したものだと考えられる。福谷前掲書（一五一～一五二頁）を参照。

（7）敵體…地位が対等であり、上下尊卑の別がないこと。『白虎通』王者不臣に「諸父諸兄（伯叔父や従

兄弟）不名（実名で呼ぶことを避ける）。諸父諸兄者親、與己父兄有敵體之義也」（『白虎通疏證』、新編諸子集成、中華書局、一九九四年八月／上・三二六頁）とある。

（8）壽皇…南宋第二代皇帝の孝宗を指す。光宗の父にあたる。

（9）同風俗以正人心、清刑罰而全民命…殿試の出題文には、「凡可以同風俗、清刑罰、成泰和之效者、悉意而條陳之（風俗を同じくして、刑罰を清明にし、太平をもたらす方法について、思うことを尽くして逐一述べよ）」とある。「抄訳（三）」の六二頁以下を参照。

（10）維天之命～文王之德之純…『毛詩』周頌・維天之命に「維天之命、於穆不已。於乎不顧、文王之德之純」とある。

（11）子思亦曰、純亦不已…『中庸』に、「詩云、維天之命、於穆不已。蓋曰天之所以爲天也。於乎不顧、文王之德之純。蓋曰文王之所以爲文也、純亦不已」とある。

〔通釈〕

陛下の偉大なる孝心は、（孝行で知られる）曾参や閔損も及ばないものではありますが、（先帝孝宗への）定省（夜には寝具を整え、朝には安否を尋ねること）にかかずらわって、いささか政務に差しさわりがあるようでしたら、人は疑いの目を向けることでしょう。陛下がその日のうちに、元どおりに（定省にかかずらわることなく）していただければ、それに疑いの目を向ける者は、恥ずかしげもなく、陛下が厚くその身を修めてやまないと受け入れることでしょう。陛下は天にもとづき英断をなされているのであっ

て、臣下たちのことばや態度を窺っているわけではありません。おかしなご判断をなされますと、人は疑いの目を向けることでしょう。陛下が最終的には（定省につとめるべきという臣下たちの意見に）惑わされることがなければ、それに疑いの目を向ける者は、恥ずかしげもなく、陛下が厚くその身を修めてやまないと受け入れることでしょう。（『周易』需卦・象伝に）「雲、天に上るは、需なり。君子以て飲食宴楽す（雲が天高く上がり慈雨が降るのを待っていることが、需である。君子は飲食し宴楽することで慈雨を待つ）」とあります。またその九五の象辞には、「酒食を需つ（飲食することで待つ）」とありますが、これは時宜を待って行動するのが、まさに「需（待つ）」ということなのです。どうして陛下の偉大なる聡明さ（を待つの）が、楽しむということになるのでしょうか。これでは人の心に疑いがないわけにはいきません。（『周易』離卦・象伝に）「明兩たび作るは離なり。大人以て明を継ぎ四方を照らす（明徳の君子が並び立つことが、離である。大人が明徳の人を後継して、四方に君臨する）」とあります。またその六五の象辞には、「涕を出すこと沱若たり、戚いて嗟若たり（雨が降るように涙を流し、ため息をついて憂う）」とありますが、これは（陛下と先帝孝宗という）二人の明徳の君子が君臨なされているのに、（陛下は）茫然自失として、進んで（先帝孝宗に）並び立つことをなさりません。どうして陛下の偉大なる武勇をもってして、鬱々とすることがありましょうか。これでは人の心に疑いがないわけにはいきません。私めが願いますには、陛下におかれましては、偉大なる孝心を日ごとに進め、事ごとに英断をしていき、安楽のときには精明の心を奮い、謙遜するときには心志を起こし、天下に一人として疑うものがいないようになされま

すことを。そうすれば陛下は、先帝孝宗のために志を継承して、事業を祖述したことになります。古今の道義を考えることに、これより便益なものはなく、統治教化の根本で、これを越えるものはありません。風俗を同じくして人心を正し、刑罰を清明にして民衆の生命を保全するには、大きく明らかな効果があり、万世無窮の方法であるといえますが、その根本にあるのは、厚く己が身を修めるのみです。『毛詩』（周頌・維天之命）に「惟れ天の命、於穆として已まず。文王の至純の徳（天の命は、ああ深遠でやむことがない。文王の徳の純一たるや）」とあり、また子思は（『中庸』で、これに対して）「純も亦た已まず（純一たることもやむことがない）」といいました。いったい厚く己が身を修めることに、終わりがありましょうか。私めは蒙昧無知ではございますが、謹んでこのくだらぬ対策を奉献いたします。

三　むすび

本稿では、前号「『陳亮集・増訂本』抄訳（三）　―「廷對」訳注（1）」に引き続き、陳亮の「廷對」の訳注を進めた。「廷對」とは、科挙の最終関門で皇帝が直接受験者に対して行う面接試験において、南宋第三代皇帝・光宗と陳亮の間で交わされた問答である。陳亮のこの試験で、状元及第、つまり首席合格を果たしており、そのことから、その内容が大いに皇帝の琴線に触れるものであったことがうかがわれる。その内容は、当時の政治的背景を踏まえて見なくては理解しにくい点を含んでいる。「むすび」にかえて、今

回訳注した部分に関して陳亮の「廷對」の内容上の特徴を二点指摘しつつ、その政治的背景についても考察したい。

まず一点目は、前号でも指摘した点であるが、陳亮の光宗に対する迎合的な姿勢である。陳亮はこの「廷對」の中で、光宗の、実父で上皇の孝宗に対する孝心の深さを、曾参や閔損にすら優ると賞賛する。本稿の注釈でも触れたように、この評価は、当時の多くの士大夫の認識とは真逆のものだった。当時、光宗は孝宗に対し、規定の朝勤を行おうとせず、十分に孝養を果たしているとは言えず、臣下はそのことで光宗に対して何度も諫言したが、聞き入れられず、物議を醸していた。余英時『朱熹的歴史世界—宋代士大夫政治文化的研究』（二〇〇四年八月、三聯書店）に拠れば、光宗が孝宗に対して深い猜疑心を持っていたことが、こうした態度の背景にあり、またその猜疑心は、光宗が皇太子時代に孝宗に廃位されかけた経験に由来するとされ、光宗即位後も政治に影響力を残す孝宗に対して、光宗は恐怖心を持っていたようである。

そうした状況の中、光宗は群臣から諫言を受ける状況にあったのに対し、陳亮は逆に、光宗はすでに十分に孝心を持っているのだから、臣下の無駄な心配に配慮して、態度を改めるようなことがあれば、その方がかえって臣下にいらぬ疑念を生んでしまう、と説くのである。臣下の諫言に逆らってでも、孝宗と距離を取ることを望んでいた光宗にとって、この主張が好都合だったことは想像に難くない。

陳亮と論敵関係にあった朱熹が、この陳亮の「廷對」に触れつつ、深い失望の念を表した（『朱文公文

集』巻四八、「答呂子約」三六に「以近日都人觀美、出涕沱若之章觀之、亦可見其流弊之所極矣（『朱子全書』、上海古籍出版社・安徽教育出版社、二〇〇二年一二月／二二・二二一四頁）とある）のは、皇帝の姿勢を正すどころか、迎合して賞賛する陳亮の「廷對」が、皇帝を取り巻く悪い状況に何ら益するところがなく、助長することにつながると考えたからであろう。

以上が本訳注稿の内容から指摘できる点の第一点であるが、第二点は、陳亮の「廷對」中の経書に基づく言葉における蘇軾の注釈の影響である。本稿が今回訳注した部分には、蘇軾の経書注釈で、朱熹からも例外的に高い評価を受けた『東坡書傳』からの影響をうかがわせる記述があったため、その点についても触れておきたい。『尚書』の本文、偽孔傳・正義、それから蘇軾の『東坡書傳』、そして朱熹の門人の蔡沈『書集傳』の解釈、陳亮の廷對本文を順に並べて、表で示せば以下のようになる。

『尚書』本文	偽孔傳・正義	蘇軾『東坡書傳』	蔡沈『書集傳』	陳亮・廷對本文
①『尚書』舜典「帝曰、龍、朕堲讒說殄行、震驚朕師。」	（偽孔傳）言我疾讒說絶君子之行、動驚我衆、欲遏絶之。（正義）帝呼龍曰、龍、我憎疾人爲讒佞之說、絶君子之行、而動	殄、絶也。絶行猶獨行之不可繼者也。惟讒說獨行爲能動衆。	殄行者、謂傷絶善人之事也。	說之横入於人心者、謂之讒說。行之高出於人心者、謂之殄行。人心之危、說有以横入之、則受矣。行有以高出之、則伏

	驚我衆人、欲遏之。			矣。
②『尚書』大禹謨「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中。」	（正義）因戒以爲君之法、民心惟甚危險、道心惟甚幽微。危則難安、微則難明、汝當精心、惟當一意、信執其中正之道、乃得人安而道明耳。	人心、衆人之心也。喜怒哀樂之類是也。道心、本心也。能生喜怒哀樂者也。	心者人之知覺、主於中而應於外者也。指其發於形氣者而言、則謂之人心。指其發於義理者而言、則謂之道心。人心易私而難公故危。道心難明而易昧故微。	行之高出於人心者、謂之殄行。人心之危、説有以横入之、則受矣。行有以高出之、則伏矣。…願陛下畏鄉原甚於堯舜之畏讒説殄行、則人心之正有日矣。
③『尚書』舜典「帝曰…命汝作納言、夙夜出納朕命、惟允」	（正義）納言之官。從早至夜出納我之教命、惟以誠信。每事皆信則讒言自絶、命龍使勉之。	納言之官、聽下言納於上、受上言宣於下、樞機之官、故能爲天下言行之帥。	納言官名、命令政教必使審之、既允而後出、則讒説不得行、而矯僞無所託矣。	故必有納言之官、使王命民言交出迭入、而得以同歸於道、而天下之學一矣。

まず①は、『尚書』舜典「殄行」の解釈についてである。僞孔傳・正義や蔡沈『書集傳』は、「殄」を「絶」と訓詁し、君子の行いを絶つことと解釈する。他方、『東坡書傳』では、耳目を引きつける人並み外

れた行いという方向で解釈し、『尚書』の文脈で言えば「讒説」（＝讒言）と同様に人心を惑わすこととする。陳亮「廷對」の「殄行」の意は蘇軾の『東坡書傳』に近いと考えられる。

続いて②の『尚書』大禹謨「人心惟危、道心惟微」の「人心」については、古注は「民衆の心」と解釈するのに対し、『東坡書傳』と『書集傳』は、いずれも君主の心のうちの、必ずしも道理とは合致しない衆人と同様の感情の部分を指すと解釈している。宋代の注釈が『尚書』大禹謨の「人心」の語に、君主自身の心を含めて解釈するのは、朱熹がこの語から始まる大禹謨の十六字を、「千聖相傳心法」と位置付けてその意義を特筆大書したことに代表されるように、君主に倫理的、道徳的修養を強く求めて自己革新を迫る方向性を内包してのことである。陳亮の「廷對」の内容が、一貫して「人心」を古注の方向で解釈することには、そうした宋代的な傾向とむしろ異なっていると言える。君主は「既に十分に」自己革新していると考え、革新する対象を「民衆」に限定して解釈しようとする陳亮の姿勢が見えるように思う。

それから、③の『尚書』舜典「納言」については、『東坡書傳』以外の注は、いずれも王命を受け、それを民衆に発する官職と理解するのに対し、『東坡書傳』では下言を上に納め、上言を下に発する官職であると解釈する。陳亮「廷對」は、王命と民言とを往来させて「道」に帰着させる官職としているのは、『東坡書傳』の解釈の方向性を引き継いでいると言える。

以上のように、陳亮「廷對」中に現れる『尚書』の言葉には、蘇軾の注釈を踏まえていると考えられる箇所がある一方で、古注に従う箇所も存在していることがわかる。古注に従う箇所は、陳亮の皇帝に対す

る迎合的な姿勢と矛盾する可能性を含む部分である。本稿で取り上げたのは、部分的な指摘に留まるが、陳亮は蘇軾の注釈を使用しつつ、自身の主張にかみ合うように、巧みに先行の注釈の内容を取捨している可能性をうかがわせるように思われる。

最後に南宋における蘇軾評価について触れておきたい。後世、蘇軾は宋を代表する文人として尊崇されるが、新法党が力を持っていた北宋後期には、旧法党の一員であった蘇軾の書物は禁書扱いであり、表立って世に行われることはまれだった。南宋に至ると状況は一変し、高宗の建炎二年（一一二八）五月には、高宗は詔して蘇軾を端明殿学士に追贈し、孝宗の紹興元年（一一三一）八月には更に資政殿学士を追贈し、蘇軾に対する名誉回復を行っている。更に孝宗の乾道六年（一一七〇）九月には、蘇軾に「文忠」と諡し、乾道九年（一一七三）閏正月には孝宗は御撰の「蘇軾文集賛并序」を記し、更に翌二月には孝宗自らが「蘇軾贈太師制」を作り、蘇軾を「太師」へと追贈した上、「玉振而金聲」の聖人に比するまでに至っており、ここに宋代における蘇軾熱は頂点に達したと考えられる。

一体、孝宗統治下の乾道、淳熙年間は、朱熹の盟友で浙学の領袖だった呂祖謙が科挙の試験官だった影響で、道学勢力の朝廷進出が進んだ時期と言われる。しかし、詳細に見ていけば、道学だけではなく、蘇軾を代表とする蜀学の再評価も進んでおり、旧法党系の学問全体の再評価が進んだ時期ということになろう。

ここで、北宋の状況を振り返れば、旧法党が実権を握った北宋の哲宗の元祐年間には、洛陽の程頤と蜀

の蘇軾の間には、洛蜀党議と呼ばれる政治党争が起こった。両者の思想的相違、価値観の隔たりが背景にあったようである。以来、道学の蜀学の思想的対立を当然視する見方が存在した。南宋の朱熹も「雑學辨」などの著述で蘇軾を始めとする蜀学に対して強い拒否感を示していた。もっとも、そうした姿勢は当時の道学系士大夫の中でも必ずしも、一般的なものではなかったようである。同時代的には、呂祖謙がそうだったように、皇帝の蘇軾趣味の影響もあってか、道学系統の士大夫であっても、蘇軾の学問を学ぼうとする風潮は強かった。道学系士大夫である陳亮の「廷對」の言葉に、蜀学の蘇軾の解釈を踏まえる点があるのは、当時の南宋の思想界で、道学が思想的影響力を強めつつも、道学と蜀学との思想的相違をそれほど深刻に捉えない立場が存在していた状況を示していると思われる。